

日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度について

[災害共済給付制度とは]

日本スポーツ振興センター(以下「センター」という)と学校の設置者との契約(災害共済給付契約)により、学校の管理下における児童生徒の災害(負傷、疾病、傷害または死亡の4種類をいいます。)について、その保護者に対し災害共済給付(医療費、傷害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行うものです。また、その運営に対する費用を、国、学校の設置者、保護者の三者が負担する互助共済制度です。

[給付の対象となる学校管理下の範囲]

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている時(各教科、特別活動等)
- ② 学校の教育課程に基づく課外指導を受けている時(部活動、林間学校、臨海学校、生徒指導等)
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示又は承認に基づき学校にいる時(始業前、休み時間、昼休み、放課後)
- ④ 通常の経路及び、方法による登下校の時
- ⑤ その他、これらの場合に準ずる時(文部科学省令で定める場合)

* 自己の違反行為、重大な過失、故意による場合は給付対象外になる場合があります。

(下校時の寄り道、自転車の二人乗り等)

[給付の手続き]

保健室で申請に必要な書類を受け取り、書類を作成する等、整えば保健室に書類を提出します。

必要な書類

- ・災害調査票…本人が記入する
- ・医療等の証明…受診医療機関で記入してもらう
- ・振込口座の申し出書類
- ・その他(場合により上記以外にも必要な書類が発生することがあります)

* 災害給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間申請手続きを行わない時は時効により、なくなります。

* 総医療点数が500点未満(窓口で支払う自己負担額が1500円未満)の場合は申請できません。

[給付金の支払い方法]

センターより学校へ給付金の送付通知を受けた後、届けのあった口座に入金します。

[学校の管理下で発生した交通事故の場合]

加害者が判明している場合は、自動車損害賠償責任保険の給付となります。

加害者が不明の場合(ひき逃げ等)は、政府による自動車損害賠償保障事業による救済措置があります。

* 交通事故にあつたら、まず、警察に連絡してください。いずれの保障を受けるにも、『交通事故証明書』が必要になります。